改 正 後

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成22年3月26日 21水港第2597号 水産庁長官通知 最終改工 <u>平成28年10月11日</u> 28水港第2194号 改 正 前

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

第1·第2 (略)

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、 水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところに よる。

 $1-1-(1) \sim 8-6$ (略)

9-1 水産業競争力強化緊急事業

- (1) (2) (略)
- (3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからオまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領(以下「業務要領」という。)を定めるものとする。

ア (略)

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

- $(T) \sim (f)$ (略)
- (コ) 漁船取得等に係る助成金の申請手続
- $a \sim c$ (略)
- d リース計画書の承認

水産庁長官は、リース計画書を妥当と判断した場合は、事業実施主体に対し承認する旨を通知するものとする。また、業務要領に基づく重要な変更を行う場合においても同様とする。

e (略)

(サ)~(チ) (略)

ウ (略)

工 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

第1・第2 (略)

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、 水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところに よる。

 $1-1-(1) \sim 8-6$ (略)

9-1 水産業競争力強化緊急事業

- (1) (2) (略)
- (3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからオまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領(以下「業務要領」という。)を定めるものとする。

ア (略)

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(ア)~(ケ) (略)

- (コ) 漁船取得等に係る助成金の申請手続
- $a \sim c$ (略)
- d リース計画書の承認

水産庁長官は、リース計画書を妥当と判断した場合は、事業実施主体に対し<u>別記様式第5-4号</u> <u>により</u>承認する旨を通知するものとする。また、業務要領に基づく重要な変更を行う場合において も同様とする。

e (略)

(サ)~(チ) (略)

ウ (略)

工 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) 事業の内容

本事業は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者が、コスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器等(以下「機器等」という。)の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

(イ) 事業実施者

本事業の事業実施者は、<u>浜の活力再生広域プラン</u>を策定する<u>広域水産業再生委員会</u>に参画し、<u>浜の活力再生広域プラン</u>及び当該<u>浜の活力再生広域プラン</u>に関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該<u>浜の活力再生広域プラン</u>に関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの<u>浜の活力再生広域プラン</u>への発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。

a (略)

b 率先して<u>浜の活力再生広域プラン</u>又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。

c (略)

(ウ) (略)

(エ) 事業の実施

a (略)

b 事業実施主体は、aの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。(a)・(b) (略)

(c) <u>浜の活力再生広域プラン</u>又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を10%以上向上する目標(KPI)を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

 $c \sim e$ (略)

(才) (略)

(力) 助成対象経費

a · b (略)

c a の規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている機器等の導入費用は、助成の対象外とする。

 $(+) \sim (2) \qquad (8)$

才 (略)

 $(4) \sim (6)$ (略)

 $9-2-(1)\cdot 9-2-(2)$ (略)

第4 (略)

(ア) 事業の内容

本事業は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者が、コスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器等(以下「機器等」という。)の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

(イ) 事業実施者

本事業の事業実施者は、<u>広域浜プラン</u>を策定する<u>広域委員会</u>に参画し、<u>広域浜プラン</u>及び当該<u>広域浜プラン</u>に関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該<u>広域浜プラン</u>に関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの<u>広域浜プラン</u>への発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。

a (略)

b 率先して広域浜プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。

c (略)

(ウ) (略)

(エ) 事業の実施

a (略)

b 事業実施主体は、aの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。(a)・(b) (略)

(c) <u>広域浜プラン</u>又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、 事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合) を10%以上向上する目標(KPI)を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

 $c \sim e$ (略)

(オ) (略)

(カ) 助成対象経費

a · b (略)

<u>c</u> (新設)

(+) ~ (2) (略)

オ (略)

 $(4) \sim (6)$ (略)

 $9-2-(1)\cdot 9-2-(2)$ (略)

第4 (略)

附 則 (平成28年10月11日28水港第2194号)

- 1 この改正は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成27年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係 る規定は、なお従前の例による。